

## 陸上自衛隊幹部が改憲案の作成を推進したことに抗議し、関係者の罷免と防衛庁長官の辞任を求め、小泉首相・総裁の責任の所在を求める決議

12月5日のマスコミ報道によると、陸上自衛隊幹部が作成した改憲案が自民党の改憲作業を進める機関に提出され、その案はすべて自民党の発表した改憲草案大綱に取り入れられていたことが判明した。現役自衛官（陸上幕僚監部防衛部防衛課防衛班所属2等陸佐）による憲法違反の行動としては、「三矢研究」と呼ばれた有事法制構想研究・作成事件以来、それに匹敵するほどの極めて重大な問題である。

報道によれば、10月下旬に、自民党憲法調査会（保岡興治会長）の憲法改正案起草委員会（中谷座長）に提出された陸自幹部の改憲草案は「憲法改正草案」とのタイトルがつけられ、(1)侵略戦争の否定、(2)集団安全保障、(3)軍隊の設置・権限、(4)国防軍の指揮監督、(5)国家緊急事態、(6)司法権、(7)特別裁判所、(8)国民の国防義務の8項目について条文を列記。この草案とは別に、安全保障関連で「盛り込むべき事項」を記載した文書も作成したと言われている。こうした「憲法改正作業」に現職幹部自衛官が関与したことは、マスコミが指摘する「政治が軍事を監督するシビリアンコントロール（文民統制）違反」はもとより、自衛官の憲法尊重擁護義務違反事件として重大な問題である。

自衛隊はその憲法上の是非はさておいても、軍事的暴力の行使が自衛隊法などで認められた特別の集団であり、その幹部の政治的発言はとりわけ重大な意味を持っている。課せられた憲法尊重擁護義務は特別に重いものである。改憲案作成作業が公務中であるとないつにかかわらず、このような活動は幹部自衛官にとって断じて許されるべきものではない。

よって、本市議会は、政府に対し、日本国憲法の平和主義の根幹を揺るがす今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、次のことを強く要求する。

### 記

- 1 関係諸機関と自民党執行部が直ちにこの事件の真相を究明し、公表すること。
- 2 日本国憲法第99条の憲法尊重擁護義務違反事件として、同2等陸佐を初めとする防衛庁関係者を罷免し、大野功統防衛庁長官は辞任すること。
- 3 このような事件を二度と繰り返さないためにも小泉純一郎首相・自民党総裁の責任を明らかにすること。

上記、決議する。

平成16年12月22日

三 鷹 市 議 会